

# 関係住民からの意見を聴く場で頂いた ご意見に対する検討主体の考え方

## 本明川ダム建設事業

本資料は、関係住民からの意見を聴く場で頂いたご意見等に対する検討主体の考え方を示したものです。

なお、できるだけわかりやすくご説明する観点から、頂いたご意見について、その論点を体系的に整理したうえで、論点ごとに検討主体の考え方を示しております。

平成25年6月

国土交通省 九州地方整備局

## 関係住民からの意見を聴く場で頂いたご意見と検討主体の考え方(1/5)

ご意見を踏まえた論点	論点に対するご意見の例	検討主体の考え方
<p>検証の進め方に関するご意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本明川の治水対策は河川整備計画ですでに議論し尽くされている。</li> <li>・報告書の内容、水道事業中止の経緯、新たな水需要について、住民説明会を開催し説明を行うべきである。</li> <li>・事業推進のバイアスの掛からない専門家及び国民からなる検討を行う場を設けるべき。</li> <li>・一連の検討会議を含めた検討の場などの周知及び広報が不十分であり、市報・新聞広告・TV・ラジオなどを用いて広く広報に努めるべき。</li> <li>・第一回検討の場から非常に短いスパンの間で検証が行われている。全体のスケジュールを示すべき。</li> <li>・意見募集の期間が短すぎるため改めて意見を募集すべきである。</li> <li>・意見を聴く場での傍聴者の30名程度の人数制限は国の住民に対する姿勢を露骨に示すものと受け止められても仕方ないと思われる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の本明川ダム建設事業の検証は、検証要領細目に基づき、予断を持たずに検討を行っています。</li> <li>・本明川ダム建設事業の検証に係る検討にあたっては、検証要領細目に基づき、長崎県と本明川流域の諫早市を構成員とする「関係地方公共団体からなる検討の場」を設置し、相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め検討を進めてきております。</li> <li>・検討の場、パブリックコメント及び関係住民からの意見を聴く場ならびに紙面による意見募集の実施ついて、事前に報道機関に記者発表するとともに、九州地方整備局ホームページで公表しております。また、検討の場は原則として報道機関及び傍聴希望者に公開するとともに、関係資料、議事録を九州地方整備局のホームページで公表しています。 <a href="http://www.qsr.mlit.go.jp/n-kawa/kensyo/03-honmyo/kensyo-honmyo.html">http://www.qsr.mlit.go.jp/n-kawa/kensyo/03-honmyo/kensyo-honmyo.html</a></li> <li>・意見募集については、パブリックコメントを実施するとともに、報告書(素案)について、関係住民からの意見を聴く場を諫早市内にて2日間開催し、さらに紙面による意見募集も行っています。また、意見募集にあたっては、インターネットへの掲載の他、流域全ての自治体にご協力頂き、地域の方が集まりやすい役場や県庁舎、振興局等のロビーなどに「本明川ダム建設事業の検証に係る検討報告書(素案)」や意見募集要領を設置し、広く知って頂くよう努めております。</li> <li>・なお、これら頂いたご意見は、ダムの賛否にかかわらず論点を整理して本明川ダム建設事業の検証に係る検討報告書に記載するとともに、検討主体の考え方をお示ししております。</li> <li>・意見を聴く場や検討の場等の開催場所については、本明川の流域住民に多く参加いただけるよう諫早市内の公共交通機関等が確保されている諫早市役所周辺の公共施設で会議室やホールを有する施設から選定しており、傍聴者数は会場の規模等により決定しています。</li> </ul>

※表中、「検証要領細目」は、ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目を示す。

## 関係住民からの意見を聴く場で頂いたご意見と検討主体の考え方(2/5)

ご意見を踏まえた論点	論点に対するご意見の例	検討主体の考え方
ダムに対する賛否に関するご意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・裏山橋地点では河道の能力がないため、洪水の発生により溢れる危険があるが、本明川は、昭和32年諫早大水害で再整備が行われ、市街地と一体となった川づくりが行われていることから、現在の川はさわるべきではなく、他の対策案と比較しても本明川ダム案が最適である。また、湖面による利活用も期待されることから、一刻も早いダムの完成を望む。</li> <li>・本明川は日常の水量が非常に少なく、市民の生活、農業用水の利用、自然環境への影響の面から河川流量の安定化が必要であるため、本明川ダムにより、一刻も早く河川の維持流量が確保されることを期待している。</li> <li>・流域住民の悲願である洪水調節施設を作り、住民の生命と財産を守るためしっかりと取り組むべきである。</li> <li>・気候変動により豪雨の発生が増加しているが、本明川でも、大洪水がいつ発生してもおかしくない状況であるため、洪水への早期の対応が必要であり、急峻な本明川の上中下流域の地形的な特色や、河川沿いの都市域の集中などを考慮すると、本明川ダム案に理解を示したい。</li> <li>・環境を破壊するダムをコストで判断して造るべきではない。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・治水対策としてダム案に同意するが、建設にあたっては、水量の変化、環境、堆砂などへ注意を払い、ダムによる影響に対して適切に対応して頂きたい。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ダム計画で水没される方々の気持ちを考慮し、ダムの早期完成を望む。なお建設に当たっては水没地区に対する生活再建と水源地対策を十分考慮してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の本明川ダム建設事業の検証は、検証要領細目に基づき、予断を持たずに検討を行っています。 なお、出来るだけ速やかに対応方針(案)を取りまとめたいと考えています。</li> <li>・検証要領細目では、概略評価によって抽出した治水対策案について、7つの評価軸についてそれぞれの確な評価を行った上で、財政的、時間的な観点を加味し、一定の「安全度」を確保(河川整備計画における目標と同程度)することを基本として、「コスト」を最も重視し、また、一定期間内に効果を発現するかなど時間的な観点から見た実現性を確認し、最終的には、環境や地域への影響も含めて全ての評価軸により、総合的に評価することが規定されており、これに基づき目的別の総合評価を行っています。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本明川ダムは、平成20年6月より長崎県条例に基づき環境影響評価の手続きを開始し、平成21年10月に本明川ダム環境影響評価準備書に対する知事意見が提出されたところです。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活再建と水源地対策については検証の結論に基づき適切に対応することとしています。</li> </ul>

※表中、「検証要領細目」は、ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目を示す。

## 関係住民からの意見を聴く場で頂いたご意見と検討主体の考え方(3/5)

ご意見を踏まえた論点	論点に対するご意見の例	検討主体の考え方
ダムに対する賛否に関するご意見(続き)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本明川ダム地点は火山灰を含んだ凝灰角礫岩であり地質が悪く、また、活断層が通っている。</li>   <li>・ダムでは一般的に基礎処理としてセメントミルクをグラウト注入するが、本明川ダム地点では地質の状況により薬液注入になると思われるが、これにより諫早市の地下水への影響が出てくると考えている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本明川ダムを台形CSGダムとして計画するに当たり、基礎岩盤の性状等を踏まえ堤体設計を実施しており、その結果、河川管理施設等構造令第73条第4号の規定により、ダムの堤体及び基礎地盤は必要な安全性を有していることを確認しています。</li> <li>・活断層については、一般に、断層活動によって生じる地盤変位はダム築造上支障となるため、ダム敷き及びその近傍に支障となる活断層が分布していないことを確認した上でダムの建設を計画します。</li> <li>・なお、本明川ダムのこれまでの調査の結果、ダム敷き及びその近傍にダム築造上支障となる活断層は確認されていません。</li>   <li>・ダム堤体の基礎処理については、調査検討の結果から薬液注入ではなく、セメントミルクをグラウト注入することを考えています。</li> </ul>

※表中、「検証要領細目」は、ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目を示す。

## 関係住民からの意見を聴く場で頂いたご意見と検討主体の考え方(4/5)

ご意見を踏まえた論点	論点に対するご意見の例	検討主体の考え方
立案等に関するご意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・簡単にダム以外の対策は不可能との結論を出さず、過去の災害などの実績を十分に考慮し、諫早市の都市計画などを含めた検討を行うべき。</li>   <li>・パプコメで本明川の7k000付近から3k400付近までの河川敷下に放水路を整備する案を提案したが、対策を行うことにより、河川敷の表層の直下に放水路を設けて、河床洗掘、河川管理施設等への影響を防ぐことは技術的に可能と考えている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検証要領細目の基本的な考えに基づき、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の対策案を立案評価し、対応方針(案)を決定することとしています。</li> <li>・治水対策案の立案にあたっては、検証要領細目に示されている26方策について、本明川における各方策の適用性を踏まえて、組み合わせを検討しています。</li> <li>・これらに基づき、ダムを含まない治水対策案は河道の掘削や引堤、放水路を含み16の案を立案し、概略評価を行った上で、「本明川ダムを含む治水対策案」と合わせた6案について、様々な評価軸で評価しています。</li>   <li>・治水対策案④～⑧案として立案している5つの放水路の案のうち、呑口、吐口の地点がほぼ同じで、延長が約3.4kmとなる治水対策案⑤は、河川管理施設等構造令に規定された構造を満足する範囲内で、ご提案の趣旨に相当する対策案であると考えています。</li> </ul>

※表中、「検証要領細目」は、ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目を示す。

## 関係住民からの意見を聴く場で頂いたご意見と検討主体の考え方(5/5)

ご意見を踏まえた論点	論点に対するご意見の例	検討主体の考え方
<p>その他のご意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダムは万能ではなく、ダムだけでは大水害は防げないため、ダム建設による過信は禁物であり、昭和32年の諫早大水害を超えるような洪水に備え、ハードの限界を認識し、避難を考慮した地域づくり、情報提供、共有など実践的なソフト対策を講じることが何よりも重要である。</li> <li>・本明川の管理は、国、県と分断されているが弊害のないようにお願いしたい。</li> <li>・昭和58年の予備調査着手から30年経過しており、悩まされ、生活設計を狂わされた地域があることを理解して頂きたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の本明川ダム建設事業の検証は、検証要領細目に基づき、予断を持たずに検討を行っています。</li> <li>・ソフト対策については、災害時の被害軽減の観点から推進を図る方策として全ての治水対策案に組み合わせております。また、洪水規模毎のリスク管理やその際の情報発信・共有のあり方など、関係機関等と連携して進める必要があると認識しています。</li> <li>・頂いた貴重なご意見は、今後の河川管理の参考にさせていただきます。</li> <li>・なお本明川ダム建設事業のこれまでの経緯を踏まえ、できるだけ速やかに対応方針(案)をとりまとめたいと考えています。</li> </ul>

※表中、「検証要領細目」は、ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目を示す。